

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、A事業所に昭和42年2月11日から46年3月31日まで勤務し、同年4月1日付けで同事業所B研究所に転勤となった。

申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者であったので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、A事業所から提出された在籍に関する証明書、同事業所の総務部事務担当者の供述、及び申立人の主張から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同事業所C本部から同事業所B研究所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和46年3月31日となっていることから、事業主が同日を喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 8 年 3 月 23 日まで

私の「ねんきん定期便」を見ると、A 事業所 B 出張所（現在は、A 事業所 C 事務所）における平成 7 年 12 月から 8 年 2 月までの 3 か月間の厚生年金保険料の納付額が 1 万 6,500 円となっているが、当時の給与明細書で確認すると、同保険料の控除額は 1 万 8,150 円となっている。

申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険料控除額に基づくものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる給与支給総額及び保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、A事業所C事務所は、「申立人の人事記録及び給与明細書を見る限り、平成7年12月7日に資格喪失の届出をし、同年12月8日に再度資格取得の届出をしているはずであり、再取得時に、申立人の標準報酬月額を22万円で届け出たことから、同月額に基づき8年1月支給の給与から7年12月分の厚生年金保険料を控除している。また、厚生年金保険料を申立人の給与から控除しながら、社会保険事務所（当時）に納付していないことは考えられない。」旨回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年2月22日）及び資格取得日（昭和41年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、40年2月から同年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から41年8月までの期間は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月22日から41年9月1日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、A社を一度退職したことになっているが、同社には昭和39年12月16日に入社し、43年2月1日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和39年12月16日に厚生年金保険の資格を取得した後、40年2月22日にいったん資格を喪失し、41年9月1日に同社において資格を再取得したこととなっており、40年2月から41年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚及び申立期間当時の上司の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、上記の複数の同僚及び上司は、「申立人は正社員であり、雇用形態や勤務日数及び時間に変化は無かった。」旨供述しており、A社において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「いったん社会保険に加入したら、勤務している限り資格喪失させるようなことは無く、保険料も継続して引いてい

たと思う。」と供述している上、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していたとみられる複数の同僚は、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立期間当時の同僚の記録から、昭和40年2月から同年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から41年8月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は死亡しており、当時の関連資料や供述は得られないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月から41年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年6月10日に、また、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月10日から同年7月1日まで
② 昭和33年2月1日から同年10月1日まで

B社において、同時期に勤務していた同僚の年金記録が欠落しているということで、年金記録確認C地方第三者委員会から私に調査協力依頼があった。その際、私の年金記録も申立期間①及び②の加入記録が欠落していることが分かった。私は、同社に勤務していた約20年間、途中退社することなく継続勤務していたので、この間、厚生年金保険料は間違いなく控除されていたはずである。同僚の年金記録が訂正されていることから、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社では、本社部門で勤務する者は「B社」、工場部門で勤務する者は「A社」とそれぞれ異なる二つの厚生年金保険適用事業所において、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

申立期間①について、オンライン記録では、申立人は、「B社」において、昭和30年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年6月10日に一度資格を喪失し、同年7月1日に「A社」において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の主張、雇用保険の加入記録、事業主から提出された回答書及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和30年4月にB社に入社以来、申立期間を含めて本社に異動する33年10月1日までは、同社の工場部門で継続して勤務していたものと認められる。

また、現在のB社の事業主は、「従来から給与及び社会保険料等の計算については、本社一括で行っており、申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことは間違いない。」と供述している。

さらに、申立人は、昭和30年7月1日から32年6月10日までの期間は、「B社」で勤務していたものの、同社の工場部門に勤務していた他の従業員に対する取扱いと同様に、申立期間①において、「A社」の厚生年金保険被保険者であったと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の「A社」における昭和32年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、事業主から提出された回答書、申立期間当時の複数の同僚の供述、及び前述の現在の事業主の厚生年金保険料控除についての供述から判断すると、申立人が申立期間において、B社に継続して勤務し（昭和33年10月1日に同社の工場部門から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年1月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤りがあった旨回答していることから、事業主が昭和32年7月1日を資格取得日、33年2月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年6月及び33年2月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年11月まで

私は昭和46年5月にA郡B町（現在は、C市）からD県E郡F村に引っ越したが、夏前の同年6月に勧誘員が自宅に来て、国民年金に任意加入する手続を行った。以後、47年12月にG県H市に引っ越しするまでの間、毎月末ころに役場に出向いて、国民年金担当課の窓口で保険料を納付した。同年*月生まれの長女がおなかにおいて、その大きなおなかで役場に通った記憶があるので、国民年金保険料を間違いなく納めているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月ころに払い出されており、申立期間は任意加入対象期間であることから、制度上、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、当該払出以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、納付金額について、「2回目納付時の保険料額が極端に上がった。その後も少しずつ保険料額が上がり、F村を出るところには1,000円ぐらいであった。」と主張しているが、申立期間当時の保険料額が450円から550円であることと符合していない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 3 月に本給 15 万円で A 社（現在は、B 社）に就職し、同年の 5 月か 6 月ごろには、業績給が加算されるようになった。

私は、営業成績が良かったので、預金通帳に振り込まれている当時の手取額から見ても給与支給額は増加しているにもかかわらず、15 万円であった標準報酬月額が、申立期間には、11 万 8,000 円に下がっていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された昭和 55 年分源泉徴収票及び申立期間当時の給与（手取額）が振り込まれた預金通帳を見ると、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を大きく上回る報酬が支払われていたことが確認できる。

しかしながら、昭和 55 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額から算出できる厚生年金保険料控除額は、申立人に係る同年のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額の年間合計額とおおむね一致していることから判断すると、事業主は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたものと考

えられる。

また、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 41 年 4 月まで
② 昭和 41 年 9 月 17 日から 43 年 6 月まで

申立期間は、現在のA事業所において、非常勤職員として、Bの集配業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所において、昭和39年1月から41年4月までの期間及び同年9月17日から43年6月までの期間に非常勤職員として勤務していたと申し立てている一方で、「一度退職して、再度働いたことは無いので、勤務していたのは、どちらか一方の期間である。また、同事業所で勤務していた時、同級生がアルバイトで来ていたことを覚えている。」と主張しているところ、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時、非常勤職員として勤務していた。」旨供述し、そのうちの一人は、「申立人は、私が本雇いとなった38年ごろに2年間ほど勤務していたと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、申立期間①の期間内に非常勤職員として、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の複数の同僚は、「申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いは分からない。」旨供述しているが、そのうちの二人は、それぞれ、「臨時補充員となる前の非常勤として働いていた時の厚生年金保険の記録は無いと思う。」、「申立期間当時は、臨時補充員になったら厚生年金保険に加入していたと聞いたことがあり、非常勤の場合は加入していないと思う。」と供述している上、採用時期、雇用形態及び厚生年金保険の被保険者資

格の取得日について、「臨時補充員として入社した。」旨供述している同僚は、入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期はおおむね一致しているが、非常勤職員として入社し、後に臨時補充員になったとみられる同僚は、入社したと供述している時期から数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断すると、申立期間当時、同事業所においては、非常勤職員については、厚生年金保険の被保険者とせず、臨時補充員となった時点で同保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

また、現在、CグループにおいてD事業を営むE社F支社は、「採用後、正社員になった者は人事記録が残るが、正社員以外の場合は人事記録が無い。また、申立期間当時の給与関係等の書類も残っておらず、調査することができないため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している上、現在、CグループにおいてB事業・物流業を営むG社H支店は、「申立期間当時、臨時補充員は定員があり、全員が臨時補充員となることはできなかったと思うが、関連資料は無く、申立期間当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いは分からない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する関連資料を得ることができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立期間及び申立期間前後の昭和35年2月1日から43年9月2日までの期間に健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿及び同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 6 日から 62 年 8 月 13 日まで

私は、申立期間は、A事業所において、経理職員として勤務し、社会保険関係の手続をすべて手掛け、賃金台帳の管理も行っていた。算定基礎届の際は、申告用の賃金台帳により手続を行い、保険料の支払額は、本来の賃金台帳の金額とは乖離^{かいり}しており、給与から控除される社会保険料は明らかに正規の保険料でないことを知りながら日々の業務を行っていた。

申立期間当時、会社の資金繰りは困難を極め、従業員から控除した保険料と社会保険事務所（当時）に支払った保険料の差額が会社の運転資金として利用されていた可能性がある。

ねんきん定期便では、申立期間の標準報酬月額は8万円及び8万6,000円となっているが、昭和59年2月から60年9月までの期間の給与は13万3,000円で、60年10月から62年8月までの期間の給与は13万6,000円であり、この報酬額に基づく保険料を控除していたにもかかわらず、実際よりも低い報酬額を届け出していたので、実際の報酬額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、報酬額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる申立期間当時の給与明細書等は保有していないものの、「A事業所においては、自ら給与及び社会保険事務を担当しており、事業主の指示で社会保険事務所には、実際よりも低い報酬額を届け出た上、給与からは実際の報酬額に基づく厚生年金保険料を控除していた。」と主張しているところ、同事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡してい

ることから、申立期間に係る従業員の給与額や厚生年金保険料控除額について確認できる賃金台帳等の関連資料及び申立期間当時の厚生年金保険料控除の取扱いに関する供述を得ることができず、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

一方、標準報酬月額について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなるところ、申立期間及び申立期間前後の期間にA事業所において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚で回答を得られた同僚7人のうち3人は、「申立期間当時の給与明細書は保存していないが、標準報酬月額の記録は、実際の報酬額よりも低いと思うが、給与から控除されていた厚生年金保険料は、実際の報酬額に基づく金額よりも低いと思う。」と供述し、そのうちの2人は、その理由について、それぞれ、「申立期間当時、事業主の妻から『正直に届け出て、保険料を控除されるよりは、手取額が多い方が良さだろう。』といった旨の話を聞いたことを覚えているので、厚生年金保険料は低く届け出た報酬額に基づき控除されていると思う。」、「私は、経理事務をしており、標準報酬月額の届出は総報酬額ではなく基本給に基づいて行い、従業員からは本来の厚生年金保険料よりも低い保険料を控除していたと思う。」と供述している。

また、他の4人の同僚は、A事業所における標準報酬月額の記録について、「給与額と標準報酬月額が相違しているかどうかは分からない。」と供述しているが、そのうちの1人から提出された「8月分給与明細書」を見ると、その記載内容から昭和62年8月のものと推認できるところ、当該明細書に記載された総報酬額に基づく標準報酬月額は16万円であり、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料は9,920円であるものの、当該明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額10万4,000円に基づく6,448円であり、当該標準報酬月額は、給与明細書を提出した同僚の同年8月の標準報酬月額の記録と一致している上、前述の同僚の供述を裏付けている。

これらを併せて判断すると、事業主は、実際の給与総額より低額の基本給に基づく報酬月額を社会保険事務所に届け出たことがうかがえるものの、厚生年金保険料については、同届出を基に社会保険事務所が決定した標準報酬月額に基づき控除していたものと推認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 27 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 6 年 3 月 27 日に A 社 B 支店に入社し、住宅の外壁の建材を訪問販売する営業の仕事をしていましたが、社会保険事務所（当時）からの回答によると、同社での厚生年金保険の記録は同年 7 月 1 日に加入した記録とされていた。

A 社 B 支店に入社したのは、同社からの給料振込に備え、作成した預金通帳からも分かるように平成 6 年 3 月 27 日で間違いないので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳について、申立人は、「A 社 B 支店に入社した際、同社からの給料振込に備え、預金口座を開設した。」と主張しているところ、預金明細の内訳を確認すると、平成 6 年 3 月 28 日付けで当該預金通帳は作成されている上、申立期間当時、同社 B 支店の総務課長は、「申立人は同年 3 月ごろ、C 方面から B 市に来て同社 B 支店の寮に入り、すぐに勤務を開始した記憶がある。」と供述していることから、申立人が申立期間において、同社 B 支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成 6 年 7 月 1 日である営業職の従業員 8 人のうち 6 人は、「7 月 1 日より 3 か月から 5 か月ほど前に入社した。」「入社して 3 か月から 4 か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」旨供述している上、このうち 2 人は、「試用期間中は給料から厚生年金保険料の控除は無かったと思う。」旨供述している。

また、A 社 B 支店の同僚は、「営業職で採用された従業員は、すぐに辞める

者も多かったので、3か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時のA社B支店長は「平成5年の年末ごろ、同社本社で行われた会議の際、役所に社会保険の書類を提出する機会が頻繁になると、会社の評判にも関わってくるので、営業職の待遇で従業員を採用する場合、入社して数か月程度は試用期間を設け、その間、厚生年金保険には加入させない方針をとることになった記憶がある。」と供述している。

加えて、A社は平成15年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する供述を得ることができない。

また、申立人から提出された預金通帳に記載されている入金履歴では、申立期間における保険料控除を確認できず、このほか、申立人の申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月6日から34年1月1日まで

私は、A社（現在は、B社）において、昭和31年7月1日から36年10月末日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で、昭和31年7月1日から36年10月末日まで継続して勤務しており、申立期間も給与をもらっていた。」と主張している。

しかしながら、B社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、昭和33年6月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、34年3月1日に同被保険者資格を再取得していることが確認できる。このことについて、同社の事業主は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出されているということは、申立人は、当社をいったん退職しているということである。」と供述している上、申立期間当時の複数の同僚は、「継続して勤務していれば厚生年金保険を途中で切ることは無いと思う。」旨供述している。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚は、「申立人のことは知らない。」、「申立人のことは覚えているが、いつごろ勤務していたのかは分からない。」旨供述しており、申立人が申立期間も継続して勤務していたことが確認できない。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、B社の事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の書類は残っていないので分からないが、いった

ん退職しているということは厚生年金保険料の控除はしていないと思う。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
私の申立期間の標準報酬月額は、年金事務所の記録では 1 万 6,000 円になっているが、実際には 3 万円の給与が支給されていたと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社（現在は、B 社）に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、勤務場所は異なるものの、申立人と同様な職種（しゅんせつ 浚渫船の作業員）であったとみられる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、A 社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 9 人中 8 人は、「当時、支給されていた給料額について、はっきり覚えてはいないが、自分についての年金事務所の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を供述しているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、A 社は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の控え及び賃金台帳等については、保存期限を経過しているため残っていない。」と回答している上、C 健康保険組合（現在は、D 健康保険組合）は、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控え及び台帳等は廃棄処分しているため残っていない。」と回答しており、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。